

農業委員会委員一般選挙

投票日は7月7日

農業委員会委員の任期満了による一般選挙を、7月7日に行います。

選挙は、第1選挙区（大館・長木・下川沿・定員6人）、第2選挙区（釈迦内・花矢・定員5人）、第3選挙区（真中・二井田・定員4人）、第4選挙区（上川沿・十二所・定員5人）の各選挙区ごとに行います。立候補者が定員と同数の選挙区は投票を行いません。入場券を送られたかたは、忘れずに投票しましょう。

選挙管理委員会

☎49-3111（内線297）



国民年金保険料がどうしても納付できない場合は、一度、市民課年金係へご相談ください。

☎49-3111（内線236）

国民年金Q & A

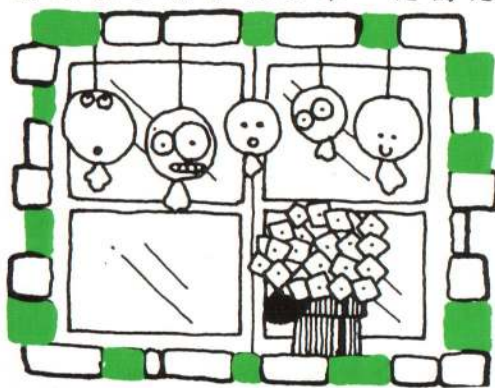
『保険料を納付できないときは？』

私は自営業者ですが、不況のため仕事がうまくいきません。このため、国民年金の保険料を納めることができません。どうしたらいいでしょうか。

Q.

A. 国民年金は、二十歳から六十歳になるまでの四十年間保険料を納めることが必要ですが、あなたのような事情で納めることが困難なかたや、無職のかた、または学生など一般的に収入のないかたもおります。

このため国民年金には、保険料の納付が困難なかたのために、納付を免除するという制度があります。この制度は他の年金制度にはない、特別な制度で、申請免除といえます。



保険料の免除には「法定免除」と「申請免除」の二つがあります。ただし、過去に免除を受けた期間があると、その間の老齢基礎年金額は三分の一になってしまいます（障害年金、遺族年金については減額されません）。これを、将来、減額されずに年金を受けられるようにするには、後日、資力が回復したとき（十年以内）に、免除期間分の保険料を「追納」することが必要となります。保険料が免除された場合でも、後で余裕ができたら必ず追納し、満額の年金が受けられるようにしてください。

法定免除とは

障害（一、二級）年金の受給者や生活保護法の生活扶助を受けているかたは、届け出をすることで免除されます。

申請免除とは

所得が少ないかたや病気等で経済的に納付が困難なかた、その他相当の理由があるかたは、届け出をして認められると免除されます。

☆ ☆ ☆

国民年金保険料がどうしても納付できない場合は、一度、市民課年金係へご相談ください。

市長リポート

No. 115



宮崎拓未ちゃんの

死を悼んで

六月三日夕刻、山本郡八森町の海岸で子供の遺体が発見され、同日深夜、四月二十八日に池内の米代川に転落したまま行方が分からなくなっていた宮崎拓未ちゃん（五歳）であることが確認されました。遺体に外傷はなく、水死であったと見られています。ご家族の悲しみはいかばかりかとお察し申し上げます。また、一カ月以上もの間、冷たい水にさらされていた拓未ちゃんの苦しみを思うと、悔しさがこみ上げてまいります。

事故発生以来、警察や消防、地域の皆さん、市の職員など、延べ六百七十五人に及ぶ人員が出動して懸命の捜索にあたりました。にもかかわらず、有力な手がかりは得られず、三十六日ぶりに悲しみの対面という結果に終わったことを、大変残念に思います。事故当時、米代川は雪解けによる増水で流れも急になっていました。増水時の河川の周辺がどれほど危険なものであるか、幼い彼にはまだ理解できていなかったのでしょう。拓未ちゃんに限らず、人生経験の浅い子供たちには、身の危険を知る能力が備わっていないものです。体が成長し、長い年月を過ごした大人はついそれを忘れてしまいがちですが、子供は大人たちが思うよりも、はるかに不安定で弱い存在なのです。

未来ある子供たちを守り、育てるのは大人です。それは両親ばかりでなく、社会全体の責務であると考えます。弱い者をしっかりと支え、導き、社会の宝として大切に育てなければなりません。今回の事故をきっかけに、今後二度とこのような悲しみが引き起こされることのないよう、市民の皆さんとともに努力することをお誓い申し上げます。拓未ちゃんへの鎮魂の言葉といえます。

小畑 元